

環境にやさしいまちづくりにご協力を

問い合わせ/環境リサイクル課ごみ減量推進担当(内線2411・2414)



ごみの総排出量のうち約7割は、生ごみなどを含む「燃やせるごみ」となっています。毎日の台所から排出される生ごみの75～85%が水分といわれており、生ごみを十分に水切りすれば、排出量が大幅に減少すると考えられます。ごみの減量化に一番効果的なのは、私たちの家庭から排出される生ごみを減量することにも、資源の有効活用を図ることです。市では、生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量やたい肥化による資源の有効活用を図るため、生ごみ処理機器を購入された方に補助金を支給しています。

補助対象者 / 市内在住で自ら利用する方

補助対象機器 / コンポスト容器、庭や畑などに設置し、生ごみを微生物や細菌、小動物の働きで発酵、分解してたい肥化する容器(100ℓ以上の容器で1世帯2器まで) EMほかし容器、微生物等の働きを利用して生ごみを脱水、発酵、分解してたい肥化する容器(1世帯1器まで)

電機式処理機、主に乾燥式とパイ

脱水、分解、消滅する機器(1世帯1機)

補助金額 / 購入本体金額の2分の1。ただし、コンポスト容器・EMほかし容器は3,000円、電機式処理機は25,000円が限度

申請 / 補助金申請書と設置報告書に領収書・仕様書(カタログ等)・振込先のおわかるものを添えて、認印を持参のうえ、環境リサイクル課・吹上支所環境経済課・川里支所市民生活課まで提出

購入は市内の商店等をご利用ください



電機式処理機



EMほかし容器



コンポスト容器

集団回収事業にご協力を

ごみの減量化や資源の有効活用を図るため、集団回収事業を実施しています。行っているのはPTAや子ども会など市へ登録している各団体の皆さんで、定期的に家庭から出る新聞紙・雑誌・空き缶・空きビンなどを集めています。お近くで実施される際には、身近なリサイクル活動として、積極的な参加・協力をお願いします。

合併処理浄化槽設置補助金の交付申請

市では、家庭雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止並びに生活環境及び公衆衛生の向上を図るため、補助金を交付します。今年度の合併処理浄化槽設置補助金の要件は、次のとおりです。申請をお考えの方は、事前に環境リサイクル課にお越しいただき、詳しい内容を確認してください。

【要件】

- ・ 設置場所が補助対象区域内であること
- ・ 専用住宅で処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽であること
- ・ 補助金を希望する場合は、12月末日までに申請すること

事業系ごみは収集しません

最近、家庭ごみの集積所に「事業系ごみ」が出されるケースが増えてきています。市で収集するごみは、家庭の日常生活から出る「家庭ごみ」のみです。事業系のごみは事業者自らの責任において処理施設に自己搬入するか、産業廃棄物処理業者が市で許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託してください。一般のごみ集積所に事業系ごみ、あるいは事業系ごみと家庭ごみが混ざったものを出すことは、不法投棄とみなされ処罰されますのでご注意ください(廃掃法第16条)。なお、事業系ごみ袋も決められています。「燃やせるごみ事業系専用袋」が埼玉中部環境保全組合により指定されていますので、ご使用ください。事業系「酒店・理容店・美容院・飲食店・工務店・医療機関・農業など個人事業主の事業所も含まれます。

